

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4707044号
(P4707044)

(45) 発行日 平成23年6月22日(2011.6.22)

(24) 登録日 平成23年3月25日(2011.3.25)

(51) Int.Cl. F I
B 6 5 D 5/38 (2006.01) B 6 5 D 5/38 A
B 6 5 D 5/355 (2006.01) B 6 5 D 5/42 H

請求項の数 2 (全 5 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2001-115933 (P2001-115933) (22) 出願日 平成13年4月13日 (2001.4.13) (65) 公開番号 特開2002-308251 (P2002-308251A) (43) 公開日 平成14年10月23日 (2002.10.23) 審査請求日 平成20年4月11日 (2008.4.11)</p>	<p>(73) 特許権者 000002897 大日本印刷株式会社 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 (74) 代理人 100096600 弁理士 土井 育郎 (72) 発明者 見鏡 真弘 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内 審査官 武内 大志 (56) 参考文献 実開昭54-061826 (JP, U) 実開平02-048529 (JP, U) (58) 調査した分野(Int.Cl., DB名) B65D 5/00-5/76</p>
--	--

(54) 【発明の名称】 カートン

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

細長い角筒状をした板紙製のスリーブとそれに挿入する板紙製のトレーとからなり、トレーは底部とその両サイドから立設する側部壁と前後から立設する端部壁とを備え、トレーの底部には、その長さ方向の中央から僅かに前寄りに、幅方向に横断する2本の折罫が側部壁の高さより僅かに広い間隔で形成されており、トレーの両方の側部壁には、底部の2本の折罫にそれぞれ連続して上下方向に2本の切込線が設けられ、各切込線の一部にはつなぎが残されているとともに、後寄りのところに円弧状の切欠部がそれぞれ形成されていることを特徴とするカートン。

【請求項2】

トレーにおける前方の端部壁の先端には、前方の端板に連設した折曲げ板を内側に折り曲げることで両者の境界に設けられた切込線により突起が形成され、後方の端部壁の内側下部には、後方の端板に連設した折曲げ板を内側に折り曲げて接着することで段差が形成されていることを特徴とする請求項1に記載のカートン。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ガム、飴、チョコレート等のつぶ状の菓子類を収納するための板紙製のカートンに関するものである。

【0002】

【従来の技術】

従来、この種のカートンとして、細長い角筒状をした板紙製のスリーブとそれに挿入する板紙製のトレーとの組合せからなるものが利用されている。このタイプのカートンは、トレーの中に一口サイズのつぶ状の菓子を一行に並べて入れ、それをスリーブの中に差し込んで収納状態とするものである。そして、サイズのには、ポケットやバッグなどに入れて携帯できる大きさになっている。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

従来技術で述べたカートンは、中身であるつぶ状の菓子を少しずつ出して食べることができ、しかも携帯できるので便利ではある。しかしながら、中身が少なくなってくると、空間が大きくなってガサガサになり、少ない中身に対してカートンが相対的に大きくなるので、かえって邪魔なものとなる。

【0004】

本発明は、上記のような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、中身が少なくなった場合にサイズを小さくすることができるカートンを提供することにある。

【0005】

【課題を解決するための手段】

上記の目的を達成するため、本発明のカートンは、細長い角筒状をした板紙製のスリーブとそれに挿入する板紙製のトレーとからなり、トレーは底部とその両サイドから立設する側部壁と前後から立設する端部壁とを備え、トレーの底部には、その長さ方向の中央から僅かに前寄りに、幅方向に横断する2本の折罫が側部壁の高さより僅かに広い間隔で形成されており、トレーの両方の側部壁には、底部の2本の折罫にそれぞれ連続して上下方向に2本の切込線が設けられ、各切込線の一部にはつなぎが残されているとともに、後寄りのところに円弧状の切欠部がそれぞれ形成されていることを特徴としている。

【0006】

そして、トレーにおける前方の端部壁の先端には、前方の端板に連設した折曲げ板を内側に折り曲げることで両者の境界に設けられた切込線により突起が形成され、後方の端部壁の内側下部には、後方の端板に連設した折曲げ板を内側に折り曲げて接着することで段差が形成されている形態にすることが好ましい。

【0007】

【発明の実施の形態】

次に、図面を参照して本発明の実施の形態を説明する。

【0008】

図1は本発明に係るカートンを構成するスリーブとトレーを離間状態で示す斜視図であり、スリーブは図2にその展開図を示すブランクを組み立てて形成され、トレーは図3にその展開図を示すブランクを組み立てて形成されている。

【0009】

図2に示すブランクAは、紙器用の板紙を打ち抜いて形成されたもので、底板11、側板12、天板13、側板14、貼着片15が折線を介して連設され、側板12、14の一方の端部にはトレーを引き出しやすくするため円弧状の切欠部16、17がそれぞれ形成されている。

【0010】

このブランクAは、底板11、側板12、天板13、側板14、貼着片15をそれぞれ折線で折り曲げ、貼着片15の外面を底板11の内面に貼り合わせることで、図1の上方に示す細長い角筒状のスリーブ10となる。

【0011】

図3に示すブランクBは、ブランクAと同様に紙器用の板紙を打ち抜いて形成されたもので、細長い底板21の両サイドにそれぞれ折線を介して側板22、23が連設され、前後にそれぞれ折線を介して端板24、25が連設されており、側板22の両端には折曲げ片

10

20

30

40

50

22a, 22bが、側板23の両端には折曲げ片23a, 23bが連設され、端板24の先端には折曲げ板24aが、端板25の先端には折曲げ板25aがそれぞれ連設されている。また、側板22, 23の後寄りのところには中身を取り出しやすくするため円弧状の切欠部26, 27がそれぞれ形成されている。

【0012】

そして、底板21には、その長さ方向の中央付近に、幅方向に横断する2本の折罫aが側板22, 23の幅より僅かに広い間隔で形成されている。図3の例では、2本の折罫aは底板21の長さ方向の中央から僅かに前寄り(左寄り)に形成されている。また、側板22, 23には、底板21の2本の折罫aにそれぞれ連続して幅方向に2本の切込線bが設けられ、各切込線bの一部にはそれぞれつなぎが**残**されている。

10

【0013】

また、前方の端板24とその折曲げ板24aの境界には、折り曲げた時に突起を形成するための切込線cが設けられており、後方の端板25に連設する折曲げ板25aは端板25の長さより短くなっている。

【0014】

上記のブランクBは、底板21に対して側板22, 23をそれぞれ折線で折り曲げて立てた後、後方の折曲げ片22b, 23bを内側に折り込んだ状態で端板25とその折曲げ板25aを内側に折り曲げて接着し、また前方の折曲げ片22a, 23aを内側に折り込んだ状態で端板24とその折曲げ板24aを内側に折り曲げた状態とすることで、図1の下方に示すトレー20となる。この折曲げ板24aは接着してもしなくても構わない。

20

【0015】

このようにして組み立てたトレー20に、つぶ状の菓子を一行に並べて入れ、それをスリーブ10に差し込んで収納状態とする。そして、この中身の入ったカートンは、ポケットやバッグで携帯し、中身を少しずつ出して食べると中身が少なくなるが、半分以下になった時、カートンサイズを小さくすることができる。具体的には、トレー20を反って曲げるように力を加えて側板22, 23の切込線bにあるつなぎを破断することで両方の側板22, 23をそれぞれ3分割状態とし、次いでトレー20を底板21の2本の折罫aのところで折り曲げ、トレー20の前側の部分に残った菓子を入れた状態で後側の部分を蓋のようにして被せることで図4に示す如く半分のサイズにすることができる。

【0016】

そして、図1に示すカートンのトレー20では、後方の端板25に連設した折曲げ板25aを折り曲げて接着したときに端部壁の内側下部に段差29が形成されており、また前方の端板24に連設した折曲げ板24aを折り曲げた時に切込線cにより端部壁の先端に突起28が形成されている。したがって、カートンを図4に示す半分のサイズにした時、トレー20の前方の端部壁の先端にある突起28が後方の端部壁の内側下部にある段差29に引っ掛かって係止し、力を少し入れないと外れない状態となる。

30

【0017】

以上、一つの例を挙げて本発明の実施の形態について詳細に説明してきたが、本発明によるカートンは、上記実施の形態に何ら限定されるものではなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲において種々の変更が可能であることは当然のことである。

40

【0018】

【発明の効果】

本発明のカートンは、細長い角筒状をした板紙製のスリーブとそれに挿入する板紙製のトレーとからなり、トレーは底部とその両サイドから立設する側部壁と前後から立設する端部壁とを備え、トレーの底部には、その長さ方向の中央から**僅かに前寄りに、幅方向に横断する2本の折罫が側部壁の高さより僅かに広い間隔で形成されており、トレーの両方の側部壁には、底部の2本の折罫にそれぞれ連続して上下方向に2本の切込線が設けられ、各切込線の一部にはつなぎが残されている**とともに、**後寄りのところに円弧状の切欠部がそれぞれ形成されている**構成としたので、中身が減って半分以下になった時に、トレーにおける側部壁の切込線のつなぎを破断し、そのトレーを底部の折罫のところで折り曲

50

げて、片側を蓋のようにしてもう一方の側に被せることで半分のサイズにすることができる。

【0019】

そして、トレーにおける前方の端部壁の先端には、前方の端板に連設した折曲げ板を内側に折り曲げることで両者の境界に設けられた切込線により突起が形成され、後方の端部壁の内側下部には、後方の端板に連設した折曲げ板を内側に折り曲げて接着することで段差が形成されている形態にすることにより、トレーを半分のサイズにした時に、突起が段差に引っ掛かった状態になるので、簡単には開かない状態にすることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係るカートンを構成するスリーブとトレーを離間状態で示す斜視図である。 10

【図2】図1に示すカートンのスリーブを形成するためのブランクの展開図である。

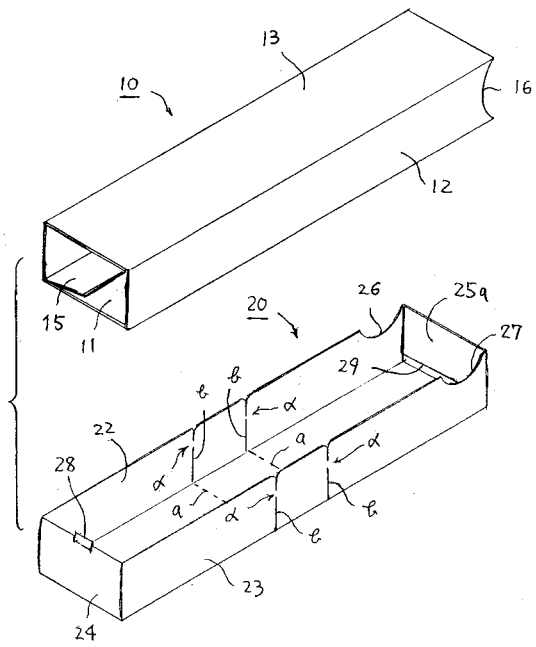
【図3】図1に示すカートンのトレーを形成するためのブランクの展開図である。

【図4】図1に示すカートンのトレーを折り曲げて半分のサイズにした状態で示す斜視図である。

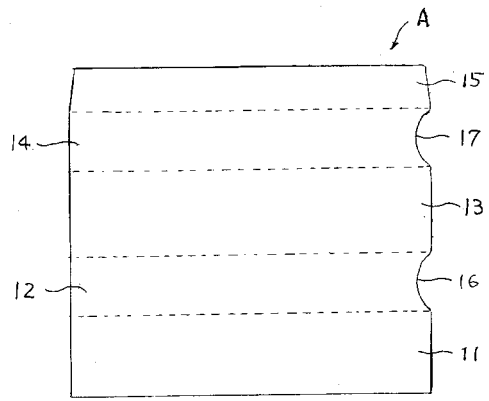
【符号の説明】

- 10 スリーブ
 - 11 底板
 - 12 側板
 - 13 天板
 - 14 側板
 - 15 貼着片
 - 16, 17 切欠部
 - 20 トレー
 - 21 底板
 - 22 側板
 - 22a, 22b 折曲げ片
 - 23 側板
 - 23a, 23b 折曲げ片
 - 24 端板
 - 24a 折曲げ板
 - 25 端板
 - 25a 折曲げ板
 - 26, 27 切欠部
 - A ブランク(スリーブ)
 - B ブランク(トレー)
 - a 折罫
 - b 切込線
 - c 切込線
 - つなぎ
- 20
30
40

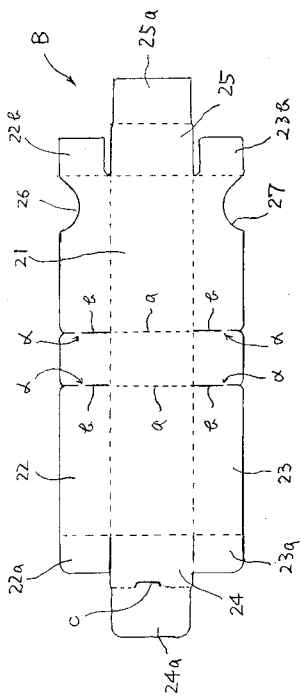
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

